

奨学のための給付金（早期給付）確認シート

以下の質問事項に、はい、いいえ でお答えいただき、該当の可能性を確認してください。

該当の可能性がある場合で早期給付申請を希望される場合は、①奨学のための給付金早期給付のご案内を熟読の上、全ての必要書類を揃えていただき、該当事項を記入の上、5月31日（月）午後4時（必着）までに事務室へ書類一式を提出してください。

申請書は事務室（担当：枝本）にありますので、事前に申し出てもらってください。

